

佐呂間町学校教育情報化推進計画

令和6年（2024年）11月

佐呂間町教育委員会

目次

はじめに

第1部 本町における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 本町の学校教育の情報化の現状と課題
2. 本町の学校の情報化に関する基本的な方針
 - (1) 本町として重点的に推進する方向性
 - (2) 基本的な方針
3. 計画期間
4. 本町の学校教育の情報化に関する目標

第2部 総合的かつ計画的に講ずべき施策（各論）

1. 重点的に推進する方針を実現するための施策
 - (1) 小学校から中学校までの9年間を見通した
児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成
 - (2) 本町の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の
推進による教育の質の向上
2. 基本的な方針を実現するための施策
 - (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
 - (2) 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保
 - (3) ICTを活用するための環境の整備
 - (4) ICT推進体制の整備
 - (5) ICT推進体制の整備と校務の改善

(参考) 用語解説

はじめに

- 令和元年（2019年）6月、「学校教育の情報化推進に関する法律」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）が成立し、公布・施行された。法第9条第2項においては、「市町村（特別区を含む。以下この条例において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。）とされている。本計画は、当該規定に基づき策定するものである。
- 本計画は文部科学省「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月26日）、北海道「学校教育情報化推進計画」（令和5年3月）を参考としている。
- 本計画では、本町に於ける学校教育の情報化方向性について、現状と課題、それらに応じた4つの基本方針、計画期間、基本的目標、基本的な方針を実現するための施策についてまとめている。

第1部 本町における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 本町の学校教育の情報化の現状と課題

本町においては北海道同様、人口減少や少子高齢化に伴う人手不足、医療・福祉・交通・教育機会の確保などの課題が顕著化している。また、利便性や効率性、持続可能性等を考慮した場合、これまで当たり前と考えられてきた業務や習慣について、デジタル化を前提に見直すデジタルトランスフォーメーション^{*1}や、新たなテクノロジーを活用して課題解決を図る重要性が高まっている。

こうした中、国の「GIGA スクール構想^{*1}」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備の推進と、子ども一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、さらに、令和2年(2022年)2月以降における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障する環境の実現を目的として「1人1台端末」の計画が前倒しされるなど、学校におけるICTを活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化した。

小・中学校では、自ら問題を見だし、解決方法を探して決定し、実行し、振り返る過程を重視する授業や、小中一貫教育としての連携の強化、望ましい学習習慣・生活習慣の定着に向けた家庭や地域との連携などの取組を一層充実させ、一人一人の可能性を伸ばしながら、これからの時代に求められる資質・能力が身に付くよう児童生徒を育成する必要がある。

人工知能(AI)やIoT^{*2}などの急速な技術の進歩により社会が激しく変化し、多様な問題が生じている今日においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれらを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics) 教育^{*3}」の推進が求められている。「STEM教育」を実現するためには、カリキュラム・マネジメント^{*4}の取組を一層進めることが重要である。

情報化が進展する中、ICTは特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段である。国のGIGAスクール構想により1人1台端末の整備が行われたことから、特別支援教育の充実に効果的に活用する必要がある。

これからの社会では、語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考などの基盤的学力や、情報を取捨選択し読み取るなどの情報活用能力^{*5}を習得し、表現力や想像力を発揮しながら新たな価値を創造する人材の育成に向けた教育が必要である。

①児童生徒の資質・能力

各学校において、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要である。

本町の児童生徒の学力は、全国学力・学習状況調査^{*6}の結果から見ると、学校によっては全国の平均を上回った年があるものの、多くの教科で全国平均に届いていない状況が続いている。この調査結果から本町の児童生徒は、自ら考えを持ち、道筋を立てて説明することなどに課題が見られることや、授業以外で勉強する時間が短く、ゲームをする時間が長いなどの傾向が見られる。

他方、主体的な学びや対話的な学びに関する質問に肯定的に回答した本町の学校の割合は、小・中学校ともに全国に比べて高く、このように回答した学校ほど各教科の平均正答率が高い傾向がある。また、児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面や児童生徒同士でやりとりする場面で1人1台端末を「ほぼ毎日」使用させたと回答した本町の学校の割合は、小・中学校ともに全国に比べて高い。

体育や保健体育の授業では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められていることから、ICTを効果的に活用した授業改善などにより、子どもたちの体力・運動能力の育成を、さらに図る必要がある。

子どもたちのICT活用に関わり、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{*7}等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっている。このため、児童生徒の発達段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラル^{*8}を子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要である。

不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切である。各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、ICTの活用などにより教育機会を、より一層確保することが必要である。

②教員の指導力

将来の学校における教育の情報化を担う人材の育成に当たっては、教員一人一人が継続的に知識技能を習得し、資質能力の向上を図ることが重要である。また、オンライン研修を拡充するなど、引き続き研修計画の不断の見直しや多様な専門性を有する指導体制の構築を進めるとともに、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図っていく必要がある。

国の令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査^{*9}では、授業にICTを活用して指導することが「できる」「ややできる」と回答した教員の割合は75.9%であり、全ての教員が授業でICTを活用することができるよう、教員のICT活用指導力の向上が必要である。

令和5年度12月の町による調査結果では、1人1台端末を持ち帰って家庭で利用できるようにしている学校は小・中学校とも100%となっている。

③ICTの環境整備

新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業や分散登校などの措置が取られ、学校に登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとするICTを活用した学習スタイルが急速に進展した。

Society5.0^{*10}時代においては、社会のあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。

令和2年度（2020年度）から順次実施されている学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示された。こうした中、国の「GIGAスクール構想」により、小・中学校においては令和3年（2021年）4月から1人1台端末の環境下での新しい学びがスタートしている。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が長期にわたり行われた中で、学校現場では児童生徒の学習機会の保障に取り組んだ。佐呂間町では、日常的な端末の持ち帰りについて確認したところ、全ての小中学校において持ち帰りさせているという回答を得た（令和5年度（2023年度）末時点）。

④学校における働き方改革と組織・体制

働き方改革については、本町においては月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合は非常に少ない。しかし、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、管理職自身が多忙であることや学校の組織運営体制の整備や、学校が組織としての力を発揮するために必要な管理職のマネジメントが十分に働かせることが必要である。このような中、これまでも特別支援教育支援員やスクールサポートスタッフ等の配置により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところであるが、今後も教員の長時間勤務がより少なくなるよう、ICTを活用して、より積極的な対策を進めていく必要がある。

校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間や教員同士指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながる。このため、学校における児童生徒の出欠状況や成績情報、保健情報など、様々な校務に係る情報を一元的に処理する統合型校務支援システムなどのICTの活用を、一層推進する必要がある。

2. 本町の学校教育の情報化に関する基本的な方針

1に記載した学校教育情報化の現状と課題に対応するため、本町として重点的に推進する方針を定めるとともに、4つの基本的な方針を定める。

(1) 本町として重点的に推進する方針

①併設型小中一貫校として小・中学校の9年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領において、学習の基盤となる資質・能力の一つに位置付けられた、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報と正しく向き合うなど、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」の育成のため、併設型小中一貫教育において小学校から中学校までの9年間を見通してICTを活用した授業改善等の取組を一体的に推進し、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせて有効に活用して教育の質を向上させることが必要である。

学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、国が作成した各学校種段階において身に付けさせるべき「情報活用能力の体系表例」を踏まえ、教科等の指導において、学年の特性や内容に応じて効果的にICTを活用することができるよう、教員のICT活用指導力の一層の向上を図ることが求められている。

る。

こうした取組を町内全ての学校で推進することにより、ICT の活用に関する学校間の差を解消する必要がある。

②本町の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の推進による教育の質の向上

本町の特徴を踏まえ、学校規模によらず児童生徒の学習ニーズに対応した質の高い教育を受けることができるようにするとともに、他校との交流等を行うことで、児童生徒の学習の幅を広げることができるよう、ICT を活用した遠隔教育の取組を推進する。

教員が、子どもと向き合う時間を確保しつつ、主体的に学び続け、自らの資質・能力の向上に取り組むことができるよう、勤務地を離れることなく多様な研修を受講できるオンライン研修への参加を推奨する。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症による臨時休業時等に加え、冬季期間の雪害等における臨時休業時等において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学びの保障のため、オンライン学習を一層推進する。

(2) 基本的な方針

①ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

各学校においては、ICT 環境の充実や教員のICT 活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICT を適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、ICT をこれまでの実践と最適に組み合わせ有効に活用して教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要である。また、ICT を活用した授業や、家庭での学びを授業に結び付ける新しい学習サイクルを充実させ、教員が教え込む授業から児童生徒が主体的に学ぶ授業に転換する必要がある。

各学校においては、自ら問題を見だし、解決方法を探して決定し、実行し、振り返る過程を重視する授業改善や、小・中学校の連携の強化（併設型小中一貫教育をR7年度より実施）、望ましい学習習慣・生活習慣の定着に向けた家庭や地域との連携などの取組を一層充実させ、一人一人の可能性を伸ばしながら、資質・能力が身に付くよう児童生徒を育成する必要がある。

AI やIoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM 教育」の推進が求められている。

体育や保健体育の授業では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められていることから、ICT を効果的に活用した授業改善などにより、子どもたちの体力・運動能力の育成を図る必要がある。

不登校児童生徒への支援に当たっては学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切である。各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、ICT の活用などにより教育機会を確保することも求められている。

情報化が進展する中、ICT は特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、指導の効果を高めることができる重要な手段である。国のGIGA スクール構想により1人1台端末の整備が行われたことから、特別支援教育充実の観点からも効果的な活用の促進が必要である。

児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要である。また、子どもたちにICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等とも共通理解を図る必要がある。さらに、これからの情報化社会においては、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題を解決する力が一層求められる。

児童生徒がICT端末を使う際には、学校と家庭が協働して、健康への配慮を行うことが重要である。学校や家庭でICT端末を使うときの約束や、健康面の留意点を確認し、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、健康リテラシーとして習得し、生活習慣として身に付けていくことが大切である。また、1人1台端末が整備されたことを踏まえ、平常時から1人1台端末を持ち帰り、自宅等での学習に活用することは、家庭学習の質の向上や非常時における学びの継続を円滑に行う観点から、より一層積極的な取組が期待される。一方で、端末を持ち帰る場合、その重さによる児童生徒の身体への負担も増えることから、児童生徒の発達の段階に応じて、携行品の重さや量に、一層配慮することが必要である。

②教員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにもICT の活用は有効である。

各学校におけるこれまでの教育実践の蓄積を生かしつつ、現状の課題を克服し、

これからの時代のスタンダードとして、授業における1人1台端末の適切な活用が、各学校において確実に実践されるよう、ICTを活用した授業の目指す姿と、その実現に向けた具体的方策を示した「ICT活用授業指針（令和2年（2020年）8月：道教委）」を参考とする。

ICTを特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる場面においてICTの特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国や本道における参考となる事例などを通して、ICTの活用イメージを具体的に共有していくことが求められている。また、活用が進んでいない学校や教員に対する個別のサポートが必要である。

各学校が、ICTを効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいくためには、教員の指導力向上はもとより、ICTに関して幅広い知識等を有するICT支援員（R6年度配備）を効果的に活用するとともに、国の「GIGAスクール運営支援センター整備事業」の成果等を活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化や、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備など、教員のICT活用に関する日常的な支援や児童生徒への技術的な支援などの授業支援、メンテナンスやトラブル対応などの環境支援などができる体制を、より一層整備していく必要がある。

1人1台端末の整備が始められた令和2年度（2020年度）以降、各学校では、臨時休業等の非常時における端末の家庭への持ち帰りに向けて、持ち帰る際のルールづくりや保護者への説明、児童生徒への使用方法や情報モラルの指導等に取り組んできており、令和5年度（2023年度）までに全ての学校において、オンライン学習を実施できる体制が整備されているが、引き続き、全ての学校が非常時においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう支援する必要がある。

③ICTを活用するための環境の整備

Society5.0時代においては、社会のあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。

児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していく上で、動画やアニメーション等の教材を活用することは効果的であり、そのための十分な通信環境を確保するとともに、専門家によるアセスメント^{*11}などにより、通信速度が遅くなるなどの事象があった場合はICTの利活用の障害となる要因を特定し、必要な対応を行う必要がある。

大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を進める必要がある。また、通信環境の整備された学校図書館の積極的な利活

用を進めていくとともに、公共図書館等との連携を図りながら、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図る必要がある。さらに、学校外のネットワーク整備など、学校内にとどまらない環境整備についても、道と連携しながら進める必要がある。

学習系の各システム、校務支援システムについては、市町村により導入システム等が異なることから、教員が市町村間で異動した場合においても、ICT環境が維持され、教員の負担軽減を図る必要がある。

新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、活用事例を普及し、充実を図る必要がある。デジタル教科書^{*12}については、令和6年度（2024年度）からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、児童生徒にに応じて、紙・デジタル、教科書・教材・学習支援ソフト等の多様な「学びの手段」を適切に組み合わせることのできる「ハイブリッドな教育環境」の整備の必要性などが示された令和4年（2022年）10月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、学校現場での活用を推進する。

児童生徒等の個人情報情報を適正に取り扱い、各ガイドラインに沿った最適な情報セキュリティ対策を講じ、安全にICTを活用できる基盤をつくる必要がある。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつようにする。

今後も起こり得る感染症や冬期間の雪害等の災害等の非常時において、全ての学校が、臨時休業時等においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう、各学校においては、家庭の通信環境の定期的な把握や支援措置の普及、平常時から積極的な持ち帰り学習を促進する必要がある。

教育データの活用に関する国の動向等を踏まえながら、個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要がある。

④ICT 推進体制の整備と校務の改善

これまでも特別支援教育支援員等の配置により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところであるが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的な対策を進めていく必要がある。

校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービス^{*13}やデジタル教材を活用した授業の実施など、ICT を積極的に活用した業務等の推進が求められる。令和4年度（2022年度）学校における働き方改革北海道アクションプランに係る取組状況調査^{*14}では、授業

準備について、ICT を活用して教材や指導案の共有化を実施している又は今年度中に実施すると回答した学校の割合は89.1%と高いことから、それに加え、ICT 活用指導力の向上や環境整備に努める必要がある。

校長がリーダーシップを発揮している学校ほど、ICTの活用が進んでいるという国立教育政策研究所の研究結果もあり、校長が責任をもって教職員を支援する体制を築き、チームとしてGIGAスクール構想を推進する必要がある。

校務のデジタル化に向け、次世代の校務デジタル化推進実証事業や、校務DX ガイドライン（仮称）の策定など国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要がある。

3. 計画期間

本計画は、今後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すものである。ただし、技術革新のスピードが速いICT 分野の特性を踏まえ、国や道の見直しに応じて適宜見直しを行い、国や道に合わせて次期計画を策定するものとする。

4. 本町の学校教育の情報化に関する目標

2に記載した4つの基本的な方針を踏まえ、以下のとおり学校教育の情報化のための目標を設定する。あわせて、それぞれの目標の進捗について、効果測定を行うための指標を設定する。

①教員の ICT 活用指導力の向上

教員のICT 活用指導力や指導体制の強化を図るとともに、ICT 活用に関する教員の個人差を縮小させる。

（指標）

授業にICTを活用して指導することができる教員の割合

【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】

令和10年度（2028年度） 100%（令和5年度（2023年度） 89.1%）

情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができる教員の割合

（上位10県の平均を100%とする）

【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】

令和10年度（2028年度） 100%（令和5年度（2023年度） 100%）

児童生徒一人一人に配備されたICT 機器を活用した授業がほぼ毎日行われた小・

中・高等学校の割合【全国学力・学習状況調査、道教委調べ】

令和10年度（2028年度） 小100%・中100%

（令和5年度（2023年度） 小33.3%・中37.1%）

③ICT を活用するための環境の整備

GIGA スクール構想により1人1台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校ICT環境の整備を一層推進する。

端末の持ち帰りを含め、家庭学習におけるICTの活用体制を整備する。

（指標）

臨時休業等の際の端末の持ち帰り学習のための教材等を準備している学校の割合

令和10年度（2028年度） 100%（令和4年度（2022年度） 100%）

臨時休業等の際のICT端末を活用する学校の割合【道教委調べ】

令和10年度（2028年度） 100%（令和3年度（2021年度） 100%）

④ICT 推進体制の整備と校務の改善

（指標）

ICTを活用した校務効率化（児童生徒の出欠連絡、保護者への連絡・アンケート、会議書類作成等）に取り組む学校の割合【全国学力・学習状況調査】

令和10年度（2028年度） 小100%・中100%

（令和5年度（2023年度） 小33.3%・中100%）

第2部 総合的かつ計画的に講ずべき施策（各論）

1. 重点的に推進する方針を実現するための施策

(1) 小学校から中学校までの9年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成

①「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を活用した情報活用能力の育成

国が作成した各学校種段階において身に付けさせるべき「情報活用能力の体系表例」を参考に作成した「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を各学校に示し、各教員が学年の特性や内容に応じた効果的なICTの活用を指導計画に位置付けるよう促すとともに、小・中学校の学校種間で円滑な接続を図り、小学校から中学校までの9年間を見通した情報活用能力の育成を図る。

② ICT を活用した授業改善等の推進

情報活用能力の育成に向けて、学校における取組の参考となる資料を作成するとともに、ICTを活用した授業改善の先進事例を収集し各学校に普及するなど、学校における教科等横断的な視点に立った教育課程の編成や授業改善の推進を図る。また、ICT 活用に関する学校間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない学校の課題等の実態を把握し、その学校に対して、課題に応じた指導助言を行う。

○ 教員の ICT 活用指導力の向上

学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校種段階において身に付けさせるべき情報活用能力の体系表例を踏まえ、教科等の指導において学年の内容や特性に応じて効果的にICT を活用することができるよう、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実、ICT 活用研修の充実、効率的な研修の実施に向けた校内研修等で活用できる動画等研修資料の提供などにより、教員のICT 活用指導力の向上を図る。

(2) 本町の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の推進による教育の質の向上

①小学校での遠隔授業の推進

小規模校などで児童生徒間の多様な交流や専門家による指導が困難な場合に、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりすることができるよう、遠隔授業に関する参考事例を提供するとともに、学校間の調整を行うなどして、学校の取組を支援する。

②オンライン研修の充実

教員が子どもと向き合う時間を確保しつつ、主体的に学び続け、自らの資質能力の向上に取り組むことができるよう、勤務校や勤務地に近接した会場において各種研修を受講することができるオンライン研修の拡充を図り、研修機会の確保や研修環境の改善・充実に努める。

○感染症や雪害等による臨時休業時等における学びの保障

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、冬期間の雪害等による学校の臨時休業時等、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学びの保障に向けて、非常時の端末の持ち帰りについて必要な準備を進めるとともに、オンライン学習を実施している学校の効果的な事例等の普及や、指導主事等による学校訪問などを通じて、各学校の実情に応じた指導助言を行う。

2. 基本的な方針を実現するための施策

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICT の効果的な利活用の推進

情報活用能力の育成に向けて、学校における取組の参考となる資料を提供するとともに、ICTを活用した授業改善の先進事例を収集し、各学校に普及するなどして、学校における教科等横断的な視点に立った教育課程の編成や授業改善の推進を図る。【再掲】

国の端末の活用に関するガイドラインや、道教委で策定した「ICT 活用授業指針」、ICT を活用した授業モデル等を周知し、ICT 活用の推進を図る。

ICT 活用に関する学校間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない学校の課題等の実態を把握し、その学校に対して、課題に応じた指導助言を行う。

児童生徒一人一人の興味・関心等を踏まえて、きめ細かく指導・支援するなど、1人1台端末などのICTを活用し、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、冬期間の雪害等による学校の臨時休業時等、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学びの保障に向けて、非常時の端末の持ち帰りについて必要な準備を進めるとともに、オンライン学習を実施している学校の効果的な事例等の普及や、指導主事等による学校訪問などを通じて、各学校の実情に応じた指導助言を行う。【再掲】

平常時における端末の持ち帰りを推進するとともに、学習活動の重点化を行い、ICT を活用して授業の効率化と家庭学習を充実させ、個別の学習指導を行う、という家庭での学びを授業に結び付ける新しい学習サイクル等の実践事例を収集し、情報発信を行う。

1人1台端末等の持ち帰りも含めた学校の実践事例を収集し、学校に対して周知するとともに、各学校において子どもの安全面や健康面に一層配慮した取組が行われるよう指導助言を行う。

①情報活用能力の育成

国が作成した各学校種段階において身に付けさせるべき「情報活用能力の体系表例」を参考に作成した「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を各学校に示し、各教員が学年、教科の特性や内容に応じた効果的なICT の活用を指導計画に位置付けるよう促すとともに、小・中の学校種間での円滑な接続に向け、小学校から中学校までの9年間を見通した情報活用能力の育

成を図る。【再掲】

小学校の各教科等や中学校の技術・家庭（技術分野）におけるプログラミング教育*16を通して、児童生徒の論理的思考力を育むとともに、問題の発見、解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する資質・能力の向上を図る。

ネット上のいじめやトラブルを防止するために、ネットパトロールによるネット上のトラブルの早期発見、早期対応のほか、児童生徒や教員、保護者を対象とした、小学校段階から児童生徒の発達段階に則した情報モラルに関する指導資料を作成・周知するとともに、国の「e-ネットキャラバン*17」の活用を促進するなどして情報モラル教育の充実を図る。また、保護者の責務として、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めることを積極的に周知する。

②健康リテラシーの育成

視力低下や睡眠障害など端末利用時の健康への配慮事項を記載した啓発リーフレットの活用のほか、小児科医や眼科医等の専門家の助言を得ながら、目の健康に関する実践研究に取り組み、その成果を広く周知するなどして、子どもたちが情報化の進展にも対応し、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための健康リテラシー*18の育成を図る。

③不登校等の対応の充実

「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成や望ましい人間関係の構築等に向けて、児童や生徒会活動での主体的ないじめ防止の取組や、自己有用感を高める心理教育プログラムを推進するなどして、子どもの健やかな成長を促す生徒指導を展開し、子どもが主体的に取り組むいじめの未然防止に向けた取組の充実を図る。

「死にたい」などの子どもの不安や悩み等の早期段階での把握に向けて、不安や悩みを抱えたときの対処方法を学ぶ「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進や1人1台端末を活用した相談窓口の利用を促進するなどして、スクールカウンセラー*19等との連携による教育相談や、各種相談窓口の活用促進など、教育相談体制の充実を図る。

不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことができるよう、学習や相談等の情報を収集し、各学校に周知するなどして、不登校の児童生徒やその保護者を支援する。

④障害のある児童生徒の教育環境の充実

子どもたち一人一人の障がいの状態等に応じたICT を活用した授業改善に向けて、各学校の効果的な取組事例を収集し、各学校に周知するなどして、効果的なICT の活用方法等について、教員のICT 活用指導力の向上を図る。

⑤相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

不登校や感染症の回避や疾病等のために登校しない子どもたちへの支援に向けて、学校と家庭を結んだオンライン学習や、1人1台端末を活用したオンラインでのカウンセリングなど、個に応じた学習や教育相談の機会を確保するなどして、ICT を活用した適切な支援を推進する。

⑥日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

日本語指導が必要な児童生徒に対して、生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導や支援を適切に行うことができるよう、ICT を効果的に活用し、有識者と指導主事が指導助言するとともに、教員研修の実施や優れた事例の提供、多言語翻訳機の貸与など、市町村教育委員会や学校の取組を支援する。

(2) 教員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

①学校の教員の資質の向上

学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校種段階において身に付けさせるべき情報活用能力の体系表例を踏まえ、教科等の指導において学年、学科の内容や特性に応じて効果的にICTを活用することができるよう、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実、ICT活用研修の充実、効率的な研修の実施に向けた校内研修等で活用できる動画等研修資料の提供などにより、教員のICT 活用指導力の向上を図る。その際、「教員のICT 活用指導力チェックリスト」（平成30年（2018年）6月21日「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」）を踏まえ、多様な研修等の充実を図る。【一部再掲】

ICT を効果的に活用し児童生徒の資質・能力を確実に育成することができるよう、研修内容については、ICT 活用の具体的な実践やICT 活用を推進する校内体制の構築に係る双方向の協議や演習、専門家を講師とした講義等を取り入れるとともに、研修の実施に当たっては、遠隔会議システムやオンデマンド教材の配信を拡充し、教員が勤務地を離れることなく受講できる仕組みを整備し、教員の負担を考慮した質の高い研修の充実に努め

る。【一部再掲】

(3) ICT を活用するための環境の整備

①学校における ICT の活用のための環境の整備

GIGA スクール構想によって整備されたICT 環境が適切に維持・管理されるよう、端末の利用に関し、故障・破損・紛失・盗難、ネット上のトラブルが発生した場合の対応手順をあらかじめ定め、家庭・保護者と学校・学校設置者間で共有するなど、自校におけるICT 環境整備の方針を明確にするとともに、次期端末更新期を見据え、児童生徒が家庭等のあらゆる場所において端末を有効に活用して学ぶことができるよう、関係者と緊密に連携して、学校外においても端末を安全・安心に利用することができる環境を整え、学校での対面授業とオンライン学習のハイブリッド型の学びのサイクルの構築に取り組む。

1人1台端末などICT 機器を効果的に活用するために十分な通信環境の確保のため、専門家によるアセスメントの実施や通信環境の整備について必要な指導や助言に努めるなど、町内全ての児童生徒がICT を快適に活用できる環境を確保する。

(4) ICT を活用するための環境の整備

①学校におけるICT の活用のための環境の整備

ICT を活用したオンライン学習環境を確保するため、経済的な理由等により通信環境が十分に整っていない家庭に対し、就学援助など通信環境の整備への支援を促進して、全ての児童生徒の学びを保障することできるよう努める。

国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対

策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、

情報セキュリティ対策などの将来像を検討する。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討する。

過度なフィルタリング*²⁰により学習上必要なコンテンツにアクセスできない状況について実態を把握し、各学校に対して必要な対策を講ずる。

情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用機の整備や、学校備品に係る物損保証制度の確認や修繕費用等の取扱いなど、端末を

使いやすい環境整備に向けた検討を行う。

国や地方自治体等の公的機関が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができる文部科学省のCBT (Computer Based Testing) *²¹システムであるMEXCBT (メクビット) について、優れた取組事例の普及など、各学校における授業や家庭学習等での活用を促進する。

ICT の活用例としては、デジタル教科書などを活用して授業内容の理解全般を助けるもののほか、例えば、視覚障がいであれば、文字の拡大や音声読み上げ、聴覚障がいでは、音声を文字化するソフトや筆談アプリ等のコミュニケーションツール、知的障がいでは、動画やアニメーション機能を活用した学習内容を具体的にイメージする情報提示、肢体不自由では、大型スイッチ、視線入力装置による表現活動の広がりやコミュニケーションの代替、病弱では、病室と教室を結ぶ遠隔教育のシステム、発達障がいでは、書字や読字が難しい人にとってのコンピュータを用いた出入力や音声読み上げなど、障がいの状態等に応じた指導の充実に大きく寄与していることから、児童生徒の障害に応じた補助装置等の整備を推進する。

②教育データの利活用、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

各学校で実施する学力調査等を活用し、小・中学校を通した学力の状況を系統的に把握、分析するとともに、主体的に学習に取り組む態度と思考力・判断力・表現力の関係など、資質・能力の観点ごとの分析結果を踏まえ、ICT を活用した授業改善、様々な能力をバランスよく把握し指導の工夫に生かすチャレンジテスト*²²や公立高等学校入学者選抜学力検査問題等の改善に取り組む。あわせて、発達の段階に応じた学習習慣の定着や学習意欲の向上の観点から、学校と家庭の連携による効果的な家庭学習の推進など、優れた事例の普及などを含め、学力向上の施策として推進する。

③デジタル教材等の普及促進、デジタル教科書の効果的活用

令和6年度(2024年度)以降の小・中学校等のデジタル教科書の段階的な導入を見据え、国の実証事業を活用しながら、道内におけるデジタル教科書を用いた好事例を収集・発信し、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。

④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

ICT を安全・安心に活用するため、国の「教育情報セキュリティポリシー*²³に関するガイドライン」に基づき端末やクラウドサービスのパスワードを適切に扱うほか、個人情報の流出事案やウイルス感染が発生しないよう、北

海道教育委員会情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ対策を徹底するとともに、個人情報等の取扱いについて十分留意するよう指導する。

⑤著作権への理解

教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために著作物を、クラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度について、各学校に周知し、利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援する。【再掲】

(5) ICT 推進体制の整備と校務の改善

①学習の継続的な支援等のための体制の整備

各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的にICT 活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程におけるICT 活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図る。

②情報化による校務効率化

各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICT を積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策や、各システム間での相互運用などの将来像を検討する。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討する。【再掲】

働き方改革の観点から、校務の効率化による教職員の事務作業時間の減少を図るため、ICTを積極的に活用した業務を推進し、学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を図るよう促す。

